

若桜町氷ノ山関連施設の管理運営業務仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、指定管理者が行う「氷ノ山高原の宿氷太くん」の一部、「若桜町索道事業」、「若桜町営スキー場施設」（以下、3施設をまとめて「若桜町氷ノ山関連施設」という。）の業務の内容及び履行方法等について定めるものとする。

2. 指定管理者が行う管理の基本的な考え方

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、適切な管理運営を行うこと

(1) 基本方針

- ① 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、特定の者に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- ② 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、また施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。
- ③ 施設の衛生面には十分留意し、清掃を徹底すること。
- ④ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに、施設等を活用し、利用の促進に努めること。
- ⑤ 指定管理者は独立採算制を基本とした施設の管理運営を行うこと。
- ⑥ 指定管理者は、管理業務を行うため新たに職員を雇用する場合は、現に勤務している職員の採用に配慮すること。
- ⑦ 地産地消・地消地産や地元住民の雇用増大による地域内経済循環を図ること。
- ⑧ 委託業務の実施にあたって役務又は物品等は町内事業者への発注に努めること。
- ⑨ 町と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

(2) 基本的事項

① 関係法令等の遵守

若桜町氷ノ山関連施設の使用に当たっては、氷ノ山高原の宿氷太くんの設置及び管理に関する条例（平成 11 年条例第 11 号。以下、「氷太くん条例」という。）、若桜町索道事業の設置等に関する条例（昭和 63 年条例第 19 号。以下、「索道事業条例」という。）、若桜町営スキー場施設の設置及び管理に関する条例（平成元年条例第 30 号。以下、「スキー場施設条例」という。）（以下、これらの条例をまとめて「若桜町氷ノ山関連施設条例」という。）をはじめ関係する若桜町条例等（別紙 1「関連条例等」）、その他関係法令等を遵守すること。なお、指定管理の期間中に関係法令等の改正があった場合は、改正内容によるものとする。

② 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定を遵守し、知り得た情報を漏らすことなく、個人情報が適切に保護されるよう配慮すること。また、施設の管理運営以外の目的に使用しないこと。

③ 情報公開

若桜町情報公開条例（平成 12 年条例第 19 号。）第 24 条の規定を遵守し、施設の管理運営に関して保有する情報の積極的な公開に努めること。

3. 公の施設の概要

(1) 施設の概要

名 称	氷ノ山高原の宿氷太くん（以下、「氷太くん」という。）	
設置目的	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里事業で滞在拠点を提供することにより、町内外の人たちとの交流を促進し、町の活性化を図ることを目的とする。	
開 館	平成 11 年 7 月	
施設名及び所在地	氷ノ山高原の宿氷太くん	(若桜町大字つく米 6 3 5 番地 1 3)
	若桜町氷ノ山スポーツ広場	(若桜町大字つく米 6 3 5 番地 6 0)

	若桜町氷ノ山自然ふれあいの里駐車場（若桜町大字つく米635番地7）		
主な施設 内 容	構 造：鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階		
	建築面積：2,759.23 m ²		
	延床面積：4,910.49 m ² （宿泊棟2,990.19 m ² 、スポーツ棟1,920.30 m ² ）		
	宿泊施設名	部屋数×定員	定 員
	洋室ツイン	3室×2名	6名
	和室（15帖）	21室×6名	126名
	和室（10帖）	1室×4名	4名
	大広間（45帖）	1室×20名	20名
	エントランスホール、レストラン（約100席）、大浴場（男・女）、研修室（約50席×2室 ※2分割可）、体育館（約867 m ² ）ほか 若桜町氷ノ山スポーツ広場（11,856.12 m ² ） 若桜町氷ノ山自然ふれあいの里駐車場（2,500 m ² ）		

名 称	若桜町索道事業（以下、「索道施設」という。）		
設置目的	国定公園氷ノ山の開発と観光客の利便をはかる		
施設名及び所在地	樹氷スノーピア若桜第1 ペアリフト	（若桜町大字つく 米字田ノウヘ）	
	樹氷スノーピア若桜第2 ペアリフト	（若桜町大字つく 米字田ノウヘ）	
	樹氷スノーピア若桜第3 リフト	（若桜町大字つく 米字滝谷坂）	
	いぬわし第1 リフト	（若桜町大字つく 米字田ノウヘ）	
	いぬわし第2 リフト	（若桜町大字つく 米字田ノウヘ）	
	<u>※いぬわし第2 リフトは使用できません。</u>		
主な施設 内 容	<樹氷スノーピアゲレンデ関係> リフト（3 基） 樹氷スノーピアゲレンデ（借受面積 84, 631. 8 m ² 、町有地 91, 221 m ² ） 運転室（3. 61 m ² × 3 棟）、監視所（3. 61 m ² × 3 棟）、改札所（6. 48 m ² × 3 棟） 電気通信設備、ゴールハウス（14. 40 m ² ） 圧雪車格納庫（木造平屋建 142. 45 m ² ）		
	<イヌワシゲレンデ関係> リフト（2 基）、イヌワシゲレンデ（借受面積 132, 200 m ² ）、 改札小屋兼出札小屋（3. 55 m ² × 1 棟）、乗客係詰め所（8. 45 m ² × 1 棟）、 終点監視所（3. 62 m ² × 2 棟）ほか		

名 称	若桜町営スキー場施設（以下、「スキー場施設」という。）		
施設名及び所在地	ユートピア樹氷	(若桜町大字つく米630番地110)	
	わかさ氷ノ山インフォメーションセンター		
		(若桜町大字つく米630番110)	
	樹氷スノーピア避難施設	(若桜町大字つく米626番1)	
	いぬわし管理棟	(若桜町大字つく米631番27)	
	若桜町営スキー場駐車場		
	第1駐車場	(若桜町大字つく米631番地10)	
	第2駐車場	(若桜町大字つく米631番地28)	
	第3駐車場	(若桜町大字つく米631番地5)	
	第6駐車場	(若桜町大字つく米445番地1)	
	第7駐車場	(若桜町大字つく米449番地1)	
主な施設内 容	第8駐車場	(若桜町大字つく米435番地次1)	
	第9駐車場	(若桜町大字つく米408番地2)	
	第10駐車場	(若桜町大字つく米413番地)	
	ユートピア樹氷（鉄骨3階建カラー鉄板葺	1階333.59㎡、	
		2階137.44㎡、3階66.75㎡×1棟)	
	わかさ氷ノ山インフォメーションセンター		

	(木造2階建 1階 208.62 m ² 2階 189.35 m ² ×1棟) 樹氷スノーピア避難施設 (木造平屋建 54.15 m ² ×1棟) いぬわし管理棟 (鉄筋鉄骨造2階建 159.20 m ²) 第1駐車場 (5,158 m ²)、第2駐車場 (941.3 m ²)、第3駐車場 (1,776 m ²)、 第6駐車場 (854 m ²)、第7駐車場 (2,002 m ²)、第8駐車場 (916 m ²)、 第9駐車場 (985 m ²)、第10駐車場 (3,070 m ²) ほか ※第10駐車場は救急ヘリ等の専用ヘリポートとして管理し、駐車場として は使用しないこと。
--	--

(2) その他

<施設設置における背景>

氷ノ山(1,510m)は中国地方では大山(1,712m)に次ぐ高峰であり、氷ノ山那岐山後山国定公園に指定され、日本二百名山のひとつとなっている。「母なる森」とも称されるブナの自然林や高山植物、天然記念物のイヌワシやヤマネなど様々な動植物が生息している学術的にも貴重な山である。

若桜町氷ノ山関連施設は国定公園の区域内に位置し、表情豊かな四季の景観とあわせてキャンプ場や氷ノ山自然ふれあい館「響の森」、民営の宿泊施設など様々な施設が併設された山岳・高原リゾートの拠点「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」の中核施設の一つとなっている。

若桜町氷ノ山関連施設の管理運営にあたっては、前述した「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」内の各施設並びに町内事業者、個人・団体等と連携を図り、若桜町氷ノ山関連施設並びに氷ノ山ならではの魅力を最大限に活用して利用促進に努めるとともに、県東部における小中学生及び高校生等の教育活動の場の提供に十分配慮すること。

4. 指定管理者の指定に関する条件

(1) 指定及び協定の締結方法

若桜町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例(平成16年条例第20号)(以下、「手続き条例」という。)及び若桜町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する規則(平成16年規則第3号)(以下、「手続き規則」という。)の規定に基づき、若桜町議会の議決を経て指定管理者として指定する。併せて、公の施設の管理を行わせる期間における基本的な事項を定めた「基本協定」を協議の上、締結する。また、施設の利用状況及び経営経理状況等を勘案し、双方協議のうえ1年ごとに見直しを行い、各年度の留意事項を定めた「年度協定」を締結するものとする。

なお、協定で定める事項は、手続き規則第5条を基本とする。

[基本協定の主な内容]

- 指定管理の期間に関する事項
 - 事業計画に記載された管理運営等に関する事項
 - 利用に係る料金に関する事項
 - 権利・義務の譲渡の禁止に関する事項
 - 管理者の注意業務に関する事項
 - 指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - 現状回復義務及び損害賠償義務に関する事項
 - 事業報告(決算状況)等に関する事項
 - 管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
 - 管理に関し保有する情報の公開に関する事項
 - その他必要事項
- (指定管理者が共同事業体方式の場合は次の事項を加えることとする)
- 構成員による権利・義務の譲渡等の制限に関する事項
 - 代表団体に係る倒産の場合など、指定管理者の指定の取り消しに関する事項
 - 代表団体、構成団体の変更の禁止に関する事項
 - 代表団体の権限、構成員の相互間の責任分担に関する事項
 - 構成員の脱退に対する措置に関する事項

[年度協定の主な内容]

- 町が支払うべき管理費用に関する事項
- 管理運営の内容（協議のうえ見直しを行った内容等）に関する事項
- その他の必要事項

(2) 指定管理期間

協定締結の日は指定管理期間の開始までの日とし、指定管理期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

また、協定締結後、必要な準備行為は行うことができるが、必要な手続きその他準備のために支出した経費は、一切補償しないものとする。

(3) 責任の負担

町及び指定管理者の責任は、原則として、別紙3「責任負担区分表」のとおりとする。

なお、その詳細は、町及び指定管理者が締結する協定で定める。

(4) 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、委託業務の実施に必要な人材、許認可及び資格等を取得又は確保し、必要な研修等を行わなければならない。また、人材の確保にあたっては、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に配慮し、引続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。

(5) 禁止事項

指定管理者は、管理物件を管理業務以外の用途に供してはならない。

また、管理業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(6) 指定の取り消し等

町長は、次のいずれかに該当するときは、指定を解除することができる。この場合においては、指定管理者に損害又は損失が生じて、町は一切の責めを追わない。

ア 指定管理者が手続き条例第8条の規定による指示に従わないとき。

イ 指定管理者が協定条項に違反したとき。

ウ 指定管理者が参加資格の詐称その他不正な手段により、協定を締結したとき。

エ その他、指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められるとき。

(7) 原状回復及び返還

指定管理者は、契約を取り消したとき又は契約期間が満了したときは、自己の費用で現状に回復し、町長が指定する期日までに返還しなければならないものとする。ただし、町長が特に認めたときは、この限りではない。

また、当該指定管理者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、町長が原状回復のための処置を行い、その費用の負担を当該指定管理者に請求することができる。この場合においては、当該指定管理者は、何ら異議を申し立てることができないものとする。

(8) 損害賠償

指定管理者が若桜町氷ノ山関連施設の使用にあたり、故意又は過失により町又は第三者に損害を与えたときは、全て当該指定管理者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。

また、指定管理者が故意又は著しい過失が認められ、その責めに帰する理由により、管理物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を町に支払わなければならない。ただし、当該指定管理者が自己の費用で管理物件を現状に回復した場合は、この限りではない。

(9) 定期報告

指定管理者は、毎年度終了後、速やかに前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、町長に提出すること。この定期報告以外にも町長から収支状況等の報告を求められた場合、指定管理者はその求めに応じること。特に重大なクレームについては、速やかに町長に報告すること。

(10) 実地調査等

町長は、管理物件を随時調査し、又は指定管理者に所定の報告を求め、その他使用等に関し指示することが出来るものとする。

5. 指定管理者が行う管理の業務に関する運用条件

(1) 管理業務の内容

若桜町氷ノ山関連施設条例に定める業務は、次の要求事項に基づき計画された業務とする。

①氷ノ山高原の宿氷太くんの一部

(1) 氷太くんの利用の許可に関する業務

利用の許可、行為の制限、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用許可の取消しに関すること。

(2) 氷太くんの施設及び設備の維持管理に関する業務

施設及び設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等に関すること。

(3) 氷太くんの集客促進のための業務

効果的な情報発信や付加価値を高める自主事業等の展開に関すること。

(4) 前3号に掲げる業務に付随する業務

利用者の受付及び案内、利用料金の徴収及び利用料金の減免、付属設備及び備品の貸出し、利用指導又は操作及び利用者へのサービスの提供（自動販売機による物品の販売を含む）に関すること。

②若桜町索道事業

(1) リフトの利用の許可に関する業務

利用の許可、行為の制限、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用許可の取消しに関すること。

(2) リフトの施設及び設備の維持管理に関する業務

施設及び設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等に関すること。

(3) リフトの施設の集客促進のための業務

効果的な情報発信や付加価値を高める自主事業等の展開に関すること。

(4) 前3号に掲げる業務に付随する業務

利用者の受付及び案内、利用料金の徴収及び利用料金の減免、付属設備及び備品の貸出し、利用指導又は操作及び利用者へのサービスの提供（自動販売機による物品の販売を含む）に関すること。

③若桜町営スキー場施設

(1) 施設の利用の許可に関する業務

利用の許可、行為の制限、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用許可の取消しに関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

施設及び設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等に関すること。

(3) 前2号に掲げる業務に付随する業務

利用者の受付及び案内、利用料金の徴収及び利用料金の減免、付属設備及び備品の貸出し、利用指導又は操作及び利用者へのサービスの提供（自動販売機による物品の販売を含む）に関すること。

(2) 運営条件

①利用期間及び利用時間

利用期間及び利用時間は、若桜町氷ノ山関連施設の指定管理者募集要項において申請のあった内容を基本として設定する。ただし、当該施設利用者の利便性が図られるよう努めることとし、必要に応じて町が変更を求めることができる。

②勤務体制

従業員の配置については、営業が円滑かつ安全に遂行できるよう留意し、適正な人員配置を行うものとする。

③改修及び修繕並びに事業計画の変更

指定管理者は、施設の改修、修繕等を行うとき又は事業計画を変更しようとするときは、事前に町長の承認を得るものとする。

④許可等の申請

町長や監督官庁への申請、届出、その他管理運営に関して必要な一切の手続きは、

全て指定管理者の責任において行うものとする。

⑤衛生管理、品質管理

指定管理者は関係法令等を遵守し、若桜町氷ノ山関連施設における衛生管理及び品質管理に十分注意を払い、問題等が発生した場合は、直ちに町に報告のうえ、指定管理者の責任と負担において対処するものとする。

⑥安全管理

建物災害共済（火災・盗難・風水雪害）保険への加入については町が行うが、指定管理者は施設の防犯防災、事故防止等の安全管理を十分に行うこと。

また、あらかじめ事故等応急対応マニュアルを作成し、安全に関わる看板等の施設内表示や従業員への教育訓練を行うこと。事故の発生により町又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに町に報告し、双方で協議のうえ対応を決定するものとする。ただし、第一責任は指定管理者が有するものとする。

なお、指定管理者の過失に起因する損害賠償等不測の事態に備え、必要に応じて民間損保会社等の保険に加入に努めること。加入できない場合は積立金を積み立てる等の代替え措置を講じておくこと。

⑦廃棄物等の処理

若桜町氷ノ山関連施設で発生する全ての廃棄物等の処理については、指定管理者の責任で行い、処理費用も負担すること。

⑧記録の作成・保存

管理運営並びに経理状況について帳簿類等を整理し、町がこれらに関する報告や実態調査を求めた場合には、指定管理者は速やかにこれに従うこと。

なお、収入及び支出状況については、会計年度ごとに帳簿等を作成し、当該帳簿及び証拠書類は指定管理期間終了後5年間保存すること。

⑨指定管理期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定管理期間の終了又は指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

⑩管理物件の取扱い

町が貸与する物件は、別紙2「管理物件」のとおりとする。

町が貸与した物件は町の所有に帰属し、若桜町財務規則及び関係規定に基づき、備品台帳等を備え、常に善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。

指定管理者は、若桜町氷ノ山関連施設の運営に支障を来さないよう、物件の維持管理を適切に行い必要な修繕を速やかに行うこと。

⑪経費負担区分並びに参考となる近年の状況及び経費

別紙3「責任負担区分表」及び別紙4「参考資料」として示す。

⑫疑義等の取扱い

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、町と指定管理者で協議し決定することとする。

別紙1「関係条例等」

○氷ノ山高原の宿氷太くんの設置及び管理に関する条例

平成11年6月29日
条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、氷ノ山高原の宿氷太くんの設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 わかさ氷ノ山自然ふれあいの里事業で滞在拠点を提供することにより、町内外の人たちとの交流を促進し、町の活性化を図るため氷ノ山高原の宿氷太くん（以下「氷太くん」という。）を、次のとおり設置する。

名称	位置
氷ノ山高原の宿氷太くん	若桜町大字麓米635番地13
若桜町氷ノ山第1テニスコート	若桜町大字麓米635番地146
若桜町氷ノ山第2テニスコート	若桜町大字麓米830番地2
若桜町氷ノ山スポーツ広場	若桜町大字麓米635番地60
若桜町氷ノ山自然ふれあいの里駐車場	若桜町大字麓米635番地7

(管理)

第3条 氷太くんの管理は、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 氷太くんの利用の許可に関する業務
- (2) 氷太くんの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 氷太くんの集客促進のための業務
- (4) 前3号に掲げる業務に付随する業務

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する管理を行う期間は、指定を受けた日から起算して5年以内とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(利用の許可)

第6条 氷太くんを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 氷太くんの施設又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及び構成員の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、氷太くんの管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、氷太くんからの退去を命ずることができる。

- (1) 氷太くんの施設又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食する者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、氷太くんの管理上支障があると認められる者

(利用料金)

第8条 氷太くんの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表に定める料金の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得てその額を定めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日条例第28号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日条例第15号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月21日条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の氷ノ山高原の宿氷太くんの設置及び管理に関する条例第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成25年6月17日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年11月29日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の氷ノ山高原の宿氷太くんの設置及び管理に関する条例第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和4年11月29日条例第25号)

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月27日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年12月4日条例第42号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

＼	部屋	平日	土曜日、休日の前日
室料	和室・洋室 1人につき	10,000円	15,000円
休憩料	1室1人1時間につき	2,200円	
食事料	1人1食につき	8,000円	
会議室	1時間につき	冷暖房なし	1,000円
		冷暖房あり	1,500円
屋内スポーツセンター	1時間につき	照明なし	2,000円
		照明あり	3,000円
名称	単位	基本料金	その他料金
若桜町氷ノ山第1テニスコート	1面	若桜町使用料徴収条例(昭和39年若桜町条例第336号)に定める額	
若桜町氷ノ山第2テニスコート	1面	若桜町使用料徴収条例(昭和39年若桜町条例第336号)に定める額	
若桜町氷ノ山スポーツ広場	1面	2時間1,100円	延長1時間に付き550円

備考

- 1 平日とは、土曜日、休日の前日以外の日をいう。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

○若桜町索道事業の設置等に関する条例

昭和63年11月10日
条例第19号

(設置)

第1条 国立公園氷ノ山の開発と観光客の利便をはかるため索道事業を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、索道事業とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 索道による旅客運送事業
- (2) 町営スキー場の管理運営事業
- (3) その他前2号に附帯する事業

(経営の基本)

第3条 索道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するものとする。

(名称及び位置)

第4条 索道事業の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
樹氷スノーピア若桜第1ペアリフト	若桜町大字譽米字田ノウヘ
樹氷スノーピア若桜第2ペアリフト	若桜町大字譽米字田ノウヘ
樹氷スノーピア若桜第3リフト	若桜町大字譽米字滝谷坂
いぬわし第1リフト	若桜町大字譽米字田ノウヘ
いぬわし第2リフト	若桜町大字譽米字田ノウヘ

(管理)

第5条 樹氷スノーピア若桜第1ペアリフト、樹氷スノーピア若桜第2ペアリフト、樹氷スノーピア若桜第3リフト、いぬわし第1リフト及びいぬわし第2リフト（以下「リフト」という。）の管理は、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) リフトの利用の許可に関する業務
- (2) リフトの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) リフトの施設の集客促進のための業務
- (4) 前3号に掲げる業務に付随する業務

(指定管理者の管理運営の期間)

第7条 指定管理者が第5条に規定する管理を行う期間は、指定を受けた日から起算して3年以内とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(利用の許可)

第8条 リフトを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) リフトの施設又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、リフトからの退去を命ずることができる。

- (1) リフトの施設又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者
- (3) 前3号に掲げる者のほか、施設の管理上支障があると認められる者

(利用料金)

- 第10条 リフトの利用に係る料金（以下「利用料金」という）については、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 2 利用料金は、別表に定める料金の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得てその額を定めることができる。
- （料金の減免、割引及び払戻しの特例）
- 第11条 前条の料金の減免、割引及び払戻しの特例については、規則で定める。
- （委任）
- 第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成元年12月14日条例第32号）
- この条例は、平成元年12月15日から施行する。
- 附 則（平成3年12月25日条例第47号）
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成4年12月28日条例第26号）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の若桜町索道事業の設置等に関する条例の規定は、平成4年12月13日から適用する。
- 附 則（平成5年11月5日条例第17号）
- この条例は、公布の日から施行し、平成5年12月1日から適用する。
- 附 則（平成8年9月30日条例第19号）
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成10年12月25日条例第35号）
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成11年12月22日条例第24号）
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成12年9月26日条例第28号）
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成13年12月21日条例第29号）
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成17年3月22日条例第16号）
- この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則（平成17年12月21日条例第47号）
- （施行期日）
- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- （準備行為）
- 2 改正後の若桜町索道事業の設置等に関する条例第5条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 附 則（平成18年3月24日条例第13号）
- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則（平成19年12月12日条例第21号）
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成20年12月24日条例第36号）
- この条例は、平成20年12月20日から施行する。
- 附 則（平成24年3月30日条例第8号）
- （施行期日）
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 前項の規定に関わらず、平成23年度における地方公営企業法（平成27年法律第292号。以下「法」という。）第34条の2ただし書きの規定に基づく索道事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限は、改正前の条例第14条の規定により会計管理者に行わせるものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、平成23年度における法第40条の2第1項の規定に基づく業務状況説明書類の作成は、改正前の条例第16条の規定により町長が作成するものとする。

附 則（平成３０年９月２１日条例第１３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年１２月１５日条例第２１号）

この条例は、平成３０年１２月１５日から施行する。

附 則（令和元年９月２０日条例第１６号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第１０条関係）

区分		金額
回数券	１回券	３５０円
	１１回券	３，５００円
１日券	大人券	４，５００円
	こども（小学生以下）券	３，０００円
	シニア券（６０歳以上）	４，０００円
	親子ペア（大人１人こども１人）券	６，５００円
午前券	大人券（８時～１３時）	３，５００円
	こども券（８時～１３時）	２，０００円
午後券	大人券（１２時～１７時）	３，５００円
	こども券（１２時～１７時）	２，０００円
シーズン券	大人券	４５，０００円
	こども券	３０，０００円
	シニア券	４０，０００円

○若桜町営スキー場施設の設置及び管理に関する条例

平成元年12月14日
条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、若桜町営スキー場施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 若桜町営スキー場施設（以下「施設」という。）を次のとおり設置する。

名称		位置
ユートピア樹氷		若桜町大字麓米630番110
わかさ氷ノ山インフォメーションセンター		若桜町大字麓米630番110
樹氷スノーピア避難施設		若桜町大字麓米626番1
いぬわし管理棟		若桜町大字麓米631番27
若桜町営スキー場駐車場	第1駐車場	若桜町大字麓米631番地10
	第2駐車場	若桜町大字麓米631番地28
	第3駐車場	若桜町大字麓米631番地5
	第6駐車場	若桜町大字麓米445番地1
	第7駐車場	若桜町大字麓米449番地1
	第8駐車場	若桜町大字麓米435番地次1
	第9駐車場	若桜町大字麓米408番地2
	第10駐車場	若桜町大字麓米413番地

(管理)

第3条 施設の管理は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務に付随する業務

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する管理を行う期間は、指定を受けた日から起算して5年以内とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(利用期間及び利用時間)

第6条 施設の利用期間及び利用時間は、あらかじめ指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

(利用の許可)

第7条 施設のうち、別表に掲げる区分欄を占有して利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付すことができる。

3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 施設を利用する者（以下、「利用者」という。）が許可を受けた利用目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし又は不正の手段によって許可を受けたとき。

- (4) 天災地変その他の避ける事ができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

第10条 利用者は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。

- 2 町長は、法第244条の2第8項の規定により、適当と認めるときは、指定管理者に施設の利用に係る利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 4 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ町長の承諾を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(利用料金の減免、過料等)

第11条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て定める基準に従い、利用料金を減免し、又は免除することができる。

- 2 指定管理者は、詐欺その他不正な行為により、利用料の徴収を免れた者に対しては、若桜町使用料徴収条例（昭和39年若桜町条例第336号）に定める基準に従い、過料を科することができる。

(現状回復の責務)

第12条 利用者は、施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設を現状に回復しなければならない。

第8条の規定により許可の取消し又は利用の中止の処分を受けたときも、同様とする。

- 2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、指定管理者において現状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 故意又は過失により施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成元年12月15日から施行する。

附 則（平成15年12月25日条例第25号）

この条例は、平成15年12月21日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第17号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月21日条例第48号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の若桜町営スキー場施設の設置及び管理に関する条例第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成19年12月12日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月15日条例第22号）

この条例は、平成30年12月15日から施行する。

附 則（令和4年11月29日条例第25号）

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日条例第11号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月4日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

1 建物

行政財産の名称	使用区分	1回の金額
ユートピア樹氷	会議室	2,100円
	休憩室	520円
わかさ氷ノ山インフォメーションセンター	休憩室	1,050円
	キッズルーム	1,050円
樹氷スノーピア避難施設	1棟	2,100円

2 駐車場

名称	区分	単位	金額
若桜町営スキー場駐車場	第1駐車場	軽・普通自動車	1台につき1回
	第2駐車場	中型車	1,500円
	第3駐車場	大型・特大車	2,000円

その他関係する若桜町条例等

条 例
若桜町使用料徴収条例 (昭和39年条例第336号)
若桜町索道基金条例 (平成24年条例第6号)

規 則
リフト料金の減免、害归及び払戻しの特例に関する規則 (昭和63年規則第12号)
索道事業の係員の服務規則 (平成18年規則第29号)
索道事業の運転規則 (平成18年規則第30号)
索道事業の整備規則 (平成18年規則第31号)
若桜町索道事業の財務に関する特例を定める規則 (昭和63年規則第11号)

規 程
若桜町索道事業職員の給与に関する規程 (平成4年告示第10号)
若桜町索道事業職員の旅費に関する規程 (平成4年告示第11号)

要 領
着雪時等の試運転要領 (平成18年告示第49号)
特殊索道予備原動機運転取扱要領 (平成18年告示第50号)
特殊索道救助作業要領 (平成18年告示第51号)

別紙2 管理物件

1. 管理施設

高原の宿氷太くん

施設名称	規格構造	備考
高原の宿氷太くん	鉄筋コンクリート造 3階建	
	1階 客室 浴室	1,075 m ²
	2階 客室 大広間	1,108 m ²
	3階 レストラン 事務所	724 m ²
	倉庫 フロアー	
	体育館	1,920 m ²
	トレーニングルーム	
	会議室	
	バスマスパー棟	76 m ²
氷ノ山スポーツ広場		11,856.12 m ²
氷ノ山自然ふれあいの里駐車場		2,500 m ²

若桜町営スキー

ユートピア樹氷 (スキーセンター)	鉄骨3階建ガー鉄板葺	
	1階 事務室、レストラン、便所	333.59 m ²
	2階 会議室	137.44 m ²
	3階 管理人室	66.75 m ²
氷ノ山インフォメーションセンター	木造2階建て	
	1階 事務室、休憩室、パトロール室、多目的トイレ、トイレ	208.62 m ²
	2階 キッズルーム、会議室、トイレ	189.35 m ²
樹氷スノーピア避難施設	木造平屋建 1棟	54.15 m ²
いぬわし管理棟 (いぬわしゲレンデ格納庫 兼事務所兼運転室)	鉄筋鉄骨造り2階建	159.2 m ²
	1階 格納庫	
	2階 事務所兼運転室	
駐車場	第1駐車場	5,158 m ²
	第2駐車場	941.3 m ²
	第3駐車場	1,776 m ²
	第6駐車場	854 m ²
	第7駐車場	2,002 m ²
	第8駐車場	916 m ²
	第9駐車場	985 m ²
	第10駐車場 ※ヘリポート専用	3,070 m ²

索道事業

若桜氷ノ山第1ペアリフト	最上部標高	867.50m
	延長	457.89m

若桜氷ノ山第1ペアリフト	高低差 搬器数 支柱 輸送力	93.80m 77 個 8 基 1,200 人/H
若桜氷ノ山第2ペアリフト	最上部標高 延長 高低差 搬器数 支柱 輸送力	1,008.50m 825.14m 234.80m 120 個 17 基 1,200 人/H
若桜氷ノ山第3リフト	最上部標高 延長 高低差 搬器数 支柱 輸送力	1,193.50m 476.83m 188.50m 83 個 9 基 720 人/H
いぬわし第1リフト	最上部標高 延長 高低差 搬器数 支柱 輸送力	928m 545.76m 131m 95 個 11 基 720 人/H
いぬわし第2リフト ※使用不可	最上部標高 延長 高低差 搬器数 支柱 輸送力	928m 545.76m 131m 122 個 11 基 720 人/H
氷ノ山スキー場 (樹氷スノーピアゲレンデ)	借受面積 町有地	84,631.8 m ² 91,221 m ²
監視所	第1ペアリフト 第2ペアリフト 第3リフト	3.61 m ² 3.61 m ² 3.61 m ²
改札所	木造平屋建 3 棟	6.48 m ²
電気通信設備	1 式	
圧雪車格納庫	木造平屋建	96.00 m ²
ゴールハウス	木造平屋建	14.40 m ²
いぬわしゲレンデ	借受面積	133,035.75 m ²
改札小屋兼出札小屋	木造造り	3.55 m ²

第1乗客係詰め所	木造造り	8.45 m ²
ゲレンデ終点監視所	鉄筋造り 2棟	3.62 m ²

2. 管理備品（単価3万円以上の備品及び単価3万円未満であっても合計金額が50万円以上の備品）

高原の宿氷太くん

品 名	規格・製造番号	数量	単 価	取得金額	備考
＜事務室等＞					
木製机トキ	CXE167BA	1	81,000	81,000	H11.7.9
JTX 木製片袖机		2	32,000	64,000	H20.2.19
木製ロッカートキ	HXE186HW	1	65,400	65,400	H11.7.9
木製書庫トキ	HXE189HX	1	93,000	93,000	H11.7.9
JTX 木製両開書庫		3	32,600	97,800	H20.2.19
応接セットトキ	YL 型	1	145,900	145,900	H11.7.9
書庫トキ	HAH118GS	1	41,700	41,700	H11.7.9
椅子トキ	KWN-365AJ-M2	1	52,500	52,500	H11.7.9
金庫トキ	GGN5007F	1	123,900	123,900	H11.7.9
引違保管庫トキ	HTM109	1	53,400	53,400	H11.7.9
ホリポートトキ	BBS1809	1	36,200	36,200	H11.7.9
ロッカー 5人用	HDL0951	3	40,500	121,500	H11.7.9
清掃用具ロッカートキ	HAC0918	1	34,300	34,300	H11.7.9
カップ ケーストキ	HAK-0918JS-WE	1	59,500	59,500	H11.7.9
売店備品トキ		1	737,270	737,270	H11.7.9
応接セット	LVX 型	1	262,900	262,900	H11.7.9
ロビーチェアプラス	706 型	1	592,800	592,800	H11.7.9
ポータブルワイヤレスアンテナ	WX282C	1	158,550	158,550	H12.7.14
休憩室ドレープ		1	33,600	33,600	H11.8.23
会議室ロールスクリーン		2	30,500	61,000	H11.8.23
会議室ロールスクリーン		4	30,500	122,000	H11.8.23
会議室ロールスクリーン		1	30,500	30,500	H11.8.23
会議室ロールスクリーン		1	30,500	30,500	H11.8.23
ブラインド モノコム 25		1	38,000	38,000	H11.8.23
酸素吸入器		1	88,000	88,000	H11.7.7
玄関傘立て		1	64,000	64,000	H11.8.23
傘立てトキ	VWF-212	2	38400	76,800	H11.7.9
絵画氷ノ山	F 50	1	950,000	950,000	H11.6.9
絵画若桜の桜	F 20	1	480,000	480,000	H11.6.9
ビクセン SX2-A81M(望遠鏡)	N025079-0	1	232,500	232,500	H29.8.21
ビクセン SX 用アルミケース	N02697-09	1	30,000	30,000	H29.8.21
ダイニチブルーヒーター		1	65,000	65,000	H20.2.19

HP ノートパソコン		2	130,000	260,000	H20.2.19
キャノン複合機		1	780,000	780,000	H20.2.19
タイムレコーダー		1	44,800	44,800	H11.7.9
フラワーボックス ホウトウ	PB5	4	56,500	226,000	H11.7.9
＜フロント＞					
野菜類販売台		1	58,800	58,800	H12.8.21
土産品陳列台		2	264,190	528,381	H12.8.21
ラウンジチェア		5	205,200	1,026,000	H11.7.5
ペーパーラック	BZH10	1	38,200	38,200	H11.7.9
マガジンラック ホウトウ	BZH05	1	34,000	34,000	H11.7.9
カタログスタンド	BZP-262	1	35,600	35,600	H11.7.9
プラスカタログスタンド（大）		2	34,300	68,600	H20.2.19
47型地デジ対応テレビ	東芝 47Z1	1	227,535	227,535	H23.3.14
ビデオデッキ	NVSB900	1	99,800	99,800	H11.7.7
スモキングスタンド	YA-1014M	4	35,400	141,600	H11.7.9
レジスター	MA306	1	108,000	108,000	H11.7.9
レジ台 トーキ	NHC-259NN	1	56,500	56,500	H11.7.9
体温測定機能付きマルチターミナル	UFT-2060TM	1	330,000	330,000	R3.2.1
オートディスプレイセンサースタンド （自動手指消毒器）	62313-01-289M	1	30,800	30,800	R3.2.1
加湿スリマ空気清浄機	ACK70X-W	4	71,280	285,120	R3.2.1
加湿スリマ空気清浄機	ACK55X-W	25	65,780	1,644,500	R3.2.1
＜厨房・レストラン等＞					
プレハブ冷凍冷蔵庫	2500×2750×2360	1	2,129,100	2,129,100	H11.6.21
冷凍冷蔵庫 2/6	1800×800×1900	1	887,600	887,600	H11.6.21
コートテーブル	1800×600×800	1	373,600	373,600	H11.6.21
遠赤外線温蔵庫	750×600×1810	1	637,420	637,420	H11.6.21
ガスフライヤー 2 槽	860×600×800	1	278,700	278,700	H11.6.21
ガスレンジ	1800×750×800	1	504,250	504,250	H11.6.21
盛付台（下部両面戸棚）	1800×900×800	1	228,440	228,440	H11.6.21
製氷機	1087×741×1075	1	693,897	693,897	H11.6.21
シンク付ソイルテーブル	2100×810×850	1	230,540	230,540	H11.6.21
吊戸棚	1200×350×600	1	45,300	45,300	H11.6.21
1 槽シンク	600×600×800	1	115,890	115,890	H11.6.21
ガステーブル	900×600×800	1	139,740	139,740	H11.6.21
吊戸棚	900×350×600	1	38,950	38,950	H11.6.21
台下戸棚	1500×600×800	1	63,260	63,260	H11.6.21
酒燗機	KS2-1	1	76,300	76,300	H11.6.21
冷蔵ショーケース	704×580×1390	1	165,220	165,220	H11.6.21

スープ 湯煎器	600×600×800	1	120,900	120,900	H11.6.21
水切台	900×600×800	1	42,420	42,420	H11.6.21
2 槽シンク	900×600×800	1	140,200	140,200	H11.6.21
コーヒーマシン	SDC-10B	1	60,780	60,780	H11.6.21
給茶器	450×492×1435	1	160,540	160,540	H11.6.21
炊飯ポット	450×400×454	1	49,250	49,250	H11.6.21
置台	1400×600×800	1	45,890	45,890	H11.6.21
水切付 1 槽シンク	1200×600×800	1	134,420	134,420	H11.6.21
台下戸棚	1200×600×800	1	58,000	58,000	H11.6.21
吊戸棚	1200×350×600	1	45,300	45,300	H11.6.21
吊戸棚	1200×350×600	1	45,300	45,300	H11.6.21
食器戸棚	1200×600×1800	1	104,900	104,900	H11.6.21
庫内棚	1450×600×1500	2	70,000	140,000	H11.6.21
庫内棚	1200×450×1500	1	54,000	54,000	H11.6.21
庫内棚	1050×450×1500	1	51,100	51,100	H11.6.21
2 槽シンク	1500×750×800	1	163,300	163,300	H11.6.21
2 槽シンク	600×1200×800	1	144,800	144,800	H11.6.21
台下戸棚	1800×750×800	1	88,700	88,700	H11.6.21
電子レンジ	422×530×335	1	125,800	125,800	H11.6.21
置台	1200×650×800	1	43,500	43,500	H11.6.21
調理台	1800×600×800	1	49,300	49,300	H11.6.21
舟型シンク	1500×600×800	1	142,500	142,500	H11.6.21
台下戸棚	1500×600×800	1	63,200	63,200	H11.6.21
1 槽シンク	1200×700×800	1	141,300	141,300	H11.6.21
作業台	1150×600×800	1	41,260	41,260	H11.6.21
作業台	1800×750×800	1	55,100	55,100	H11.6.21
作業台	1200×500×800	1	41,200	41,200	H11.6.21
作業台	1500×500×800	1	45,800	45,800	H11.6.21
作業台	750×700×700	1	36,600	36,600	H11.6.21
作業台	900×750×800	1	36,600	36,600	H11.6.21
脇台	700×600×800	1	42,400	42,400	H11.6.21
上火式焼物機	978×400×602	1	132,900	132,900	H11.6.21
置台	1400×650×800	1	45,800	45,800	H11.6.21
脇台	900×600×800	1	35,400	35,400	H11.6.21
スープ レンジ	1300×750×450	1	172,300	172,300	H11.6.21
上棚 2 段	1800×400×800	2	41,265	82,530	H11.6.21
引出付台下戸棚	1200×600×800	1	73,690	73,690	H11.6.21
引出付台下戸棚	900×600×800	1	58,600	58,600	H11.6.21
返却台	1800×750×850	1	184,220	184,220	H11.6.21

クリーンテーブル	1500×810×850	1	85,270	85,270	H11.6.21
食器戸棚	1800×750×1800	1	152,400	152,400	H11.6.21
包丁・まな板殺菌庫	600×500×1030	1	208,200	208,200	H11.6.21
舟型シンク	1500×750×800	2	111,700	223,400	H11.6.21
ミートスライサー	495×610×565	1	349,240	349,240	H11.6.21
食器棚		1	271,400	271,400	H11.7.5
ガス蒸し器	600×600×1650	1	485,700	485,700	H11.6.21
電機スチームコンベクションオーブン	SSC-10SCNSTU	1	1,239,000	1,239,000	H21.8.31
中華レンジ	600×750×750	1	212,000	212,000	H11.6.21
立体自動炊飯器	740×700×1200	1	323,400	323,400	H11.6.21
自動計量洗水装置	600×660×1900	1	647,420	647,420	H11.6.21
自動洗米機(コニカミルタプロダクト)	RM-401-A	1	740,000	740,000	H29.9.11
食器洗浄機	790×895×1900	1	1,085,870	1,085,870	H11.6.21
台下冷蔵庫	1200×600×800	1	319,970	319,970	H11.6.21
ラーメン釜	1000×600×800	1	370,180	370,180	H11.6.21
台下冷蔵庫	1200×600×800	1	319,900	319,900	H11.6.21
製氷機 (FIC-240KL-T)	1080×745×1040	1	486,000	486,000	H26.6.2
チップアイスディスペンサー	420×585×759	1	501,000	501,000	H11.6.21
冷蔵庫		1	35,000	35,000	H11.8.5
冷蔵ショーケース		1	88,500	88,500	H11.8.5
厨房棚		1	150,000	150,000	H11.8.5
ルームサービースリッポン		3	67,980	203,940	H11.8.23
フリー台車		2	41,900	83,800	H11.8.23
真空包装機		1	97,500	97,500	H11.8.23
TOSEI 真空包装機	V-382	1	626,850	626,850	H24.8.31
FuKushima 急速冷却機	QXF-005BC5	1	1,039,710	1,039,710	H24.8.31
電動式クラッシャー		1	64,500	64,500	H11.8.23
電気ウォーマー		1	40,600	40,600	H11.8.23
フレッズ冷蔵庫片開き扉2枚		1	610,000	610,000	H15.12.15
フレッズ冷蔵庫片開き扉1枚		1	940,000	940,000	H15.12.15
インバーター制御冷凍冷蔵庫 (ARD-182PMD9)	1790×800×1950	1	441,720	441,720	H26.7.28
レストランケースメント	KT5606	6	31,000	186,000	H11.8.23
ケースメント		1	31,000	31,000	H11.8.23
ケースメント		1	54,000	54,000	H11.8.23
ケースメント		3	32,000	96,000	H11.8.23
カーテンレール	68m			61,200	H11.8.23
レストランテーブル	コンロ付き	15	88,700	1,330,500	H11.8.23
レストランテーブル		15	62,500	937,500	H11.8.23

レストラン椅子		120	17,500	2,100,000	H11.8.23
水槽セット		1	700,000	700,000	H11.7.13
ろ過槽セット		1	280,000	280,000	H11.7.13
冷却用クーラー		1	400,000	400,000	H11.7.13
マートエレメントバリーボックス	2310—370	3	36,750	110,250	H25.12.6
体温測定機能付きマルチターミナル	UFT-2060TM	1	330,000	330,000	H3.2.1
オートディスプレイセンサースタンド (自動手指消毒器)	62313-01-289M	2	30,800	61,600	H3.2.1
加湿スリマ空気清浄機	ACK70X-W	1	285,120	285,120	H3.2.1
コードレスデジタル多機能電話機	DTZ-24BT-3D	1	107,470	107,470	R8.2.16
＜客室・宿直＞					
6人膳黒木目4脚(メラニ天板)	座敷食事用机	7	43,200	302,400	H28.11.14
22型地デジ対応テレビ	三菱 LCD-22LB1	26	36,750	955,500	H23.3.14
羽毛掛布団		130	10,323	1,341,990	H11.8.23
和室羽毛掛布団		56	21,500	1,204,000	H29.12.27
和室羽毛掛布団		70	29,800	2,086,000	H30.9.3
和室羊毛敷布団		130	7,000	910,000	
羊毛混固綿敷布団		敷 230		3,460,800	H22.12.8
羽毛掛布団		掛 20			
浴衣		512	1,475	755,200	
和室座卓		22	45,000	990,000	H11.8.23
和室座椅子		132	15,000	1,980,000	H11.8.23
木製アームチェア		22	32,000	704,000	H11.8.23
金庫		22	23,000	506,000	H11.8.23
洋室木製ベッド		6	229,900	1,379,400	H11.7.5
洋室ソファベッド		6	202,280	1,213,680	H11.7.5
洋室木製ライディングデスク		3	115,600	346,800	H11.8.23
チェア(木フレーム)		3	33,100	99,300	H11.8.23
かがみ		1	33,300	33,300	H11.8.23
鏡台 キャスター付	鏡 5mmはめ込み	10	38,535	385,350	H24.8.31
客室トレープ		11	35,000	385,000	H11.8.23
客室トレープ		11	35,000	385,000	H11.8.23
客室トレープ		3	33,600	100,800	H11.8.23
ナイトスタンド		3	43,300	129,900	H11.8.23
フロアスタンド		2	70,000	140,000	H11.8.23
テレビ台		3	105,400	316,200	H11.8.23
ウォシュレット便座	TCF6421	32	51515	1,648,500	H22.11.1
＜研修室＞					
会議用テーブル		35	20,265	709,275	H12.5.31

会議用テーブル専用台車		2	60,690	121,380	H12.5.31
机		28	38,400	1,075,200	H11.8.23
机コーナー		8	41,280	330,240	H11.8.23
椅子		100	11,520	1,152,000	H11.8.23
演台		1	44,160	44,160	H11.8.23
ホワイボード		2	40,000	80,000	H11.8.23
テレビ(29型)		1	112,50	112,500	H11.8.23
テレビ(29型)		1	72,000	72,000	H11.8.23
テレビ台		1	56,960	56,960	H11.8.23
テレビ台		1	33,000	33,000	H11.8.23
AVラック		1	64,800	64,800	H11.8.23
ブラインドモノコム		1	37,400	37,400	H11.8.23
ブラインドモノコム		2	30,900	61,800	H11.8.23
<その他・通路等>					
掛時計	MS	1	30,000	30,000	H11.8.23
2Fロビーチェア		2	38,680	77,360	H11.8.23
2Fロビーチェアコーナー		4	40,820	163,280	H11.8.23
2Fプレイルームテーブル		1	41,340	41,340	H11.8.23
1Fプレイルームトレープ		1	35,000	35,000	H11.8.23
1F更衣室コインロッカー	8人用	4	97,280	583,680	H11.8.23
コインロッカー	9人用	7	43,520	348,160	H11.8.23
洗濯機		1	49,000	49,000	H11.8.23
洗濯機		1	82,500	82,500	H11.8.23
TOTOベビーシート	YKA24	2	161,000	322,000	H23.11.22
<体育館>					
イス		300	7,800	2,340,000	H11.8.23
台車		9	33,250	299,250	H11.8.23
ポータブルステージ		4	182,000	728,000	H11.8.23
講演台		1	77,700	77,700	H11.8.23
シューズボックス		1	72,320	72,320	H11.8.23
チェンスタンション		3	52,130	156,390	H11.8.23
中軽量棚		3	37,740	113,220	H11.8.23
モップハンガー		1	32,250	32,250	H11.7.7
フロアシート		20	39,380	787,600	H11.7.7
フロアシート巻取器		1	80,250	80,250	H11.7.7
フロアシートハンガー		2	43,500	87,000	H11.7.7
テニス支柱		2	39,750	79,500	H11.7.7
硬式テニスネット		2	40,500	81,000	H11.7.7
バドミントン支柱		4	37,500	150,000	H11.7.7

卓球台	内折り式	8	168,750	1,350,000	H11.7.7
審判台		1	37,800	37,800	H11.7.7
バレー支柱		2	92,250	184,500	H11.7.7
バレーボールネット	2825EK	2	35,175	70,350	H23.11.11
審判台		2	45,750	91,500	H11.7.7
バドミントン支柱	土台角管製	4	37,500	150,000	H11.7.7
バスケット台	移動式	1	372,000	372,000	H11.7.7
防護マット		1	39,750	39,750	H11.7.7
積木型マット 硬質スポンジ		1	145,000	145,000	H11.7.7
綱引ロープ	マニラ麻	2	31,500	63,000	H11.7.7
用具整理台		2	45,680	91,360	H11.7.7
YAMAHA パワーハンドミキサー	EMX-7	1	95,000	95,000	H29.9.29
TASCAM CD	CD-200SB	1	57,000	57,000	H29.9.29
SHURE ワイヤレスシステム	BLX288/PG58	1	70,000	70,000	H29.9.29
CANARE 収納ラック	CW19TFM	1	64,000	64,000	H29.9.29
JBL スピーカー	PRX412M	2	69,600	139,200	H29.9.29
スピーカースタンド		2	32,000	64,000	H29.9.29
<運動場>					
得点板		1	54,000	54,000	H11.8.23
テニス支柱		2	51,000	102,000	H11.8.23
テニスネット		2	53,250	106,500	H11.8.23
防球ネット	40m	1	95,450	95,450	H11.8.23
審判台		2	31,500	63,000	H11.8.23
ゲートボール用具 1 式		5	52,120	260,600	H11.8.23
物置		1	74,400	74,400	H11.8.23
サッカーゴール・ネット	RT-F012930、RT-N161502 (一般用)	2	253,000	506,000	R6.8.1
サッカーゴール・ネット	RT-F012931、RT-N161622 (ジュニア用)	2	231,000	462,000	R6.8.1
エンジンポンプ 工進 SEM40WG	付帯品含む	1	230,500	230,500	H24.12.10
乗車ロータスモア(草刈機)	X320-48X	1	750,750	750,750	H24.7.23
エアスレーター/スプレッター	X320 用	1	126,500	126,500	H24.7.23
刈払機	BCZ2620ST-DW	1	52,400	52,400	H28.8.19
刈払機	BCZ2621ST-DW	1	52,400	52,400	H28.8.19
WADO 除雪機 SE221D	製造番号 100927	1	1,879,500	1,879,500	H22.12.21
WADO 除雪機 SW1392	製造番号 100864	1	708,750	708,750	H23.1.21
<車輛>					
自動車(トヨタハイエースワゴン)	DBA-NC25 鳥取 500 ひ 8435	1	2,314,000	2,314,000	H22.5.27

マイクロバス(三菱ふそう)	BG640G-210071 鳥取 200 さ 698	1	9, 203, 662	9, 203, 662	H28. 3. 31
マイクロバス(三菱ふそう)	PDG-BG64DGCN4 鳥取 200 さ 494	1	6, 405, 000	6, 405, 000	H21. 9. 30
軽トラック(スズキキャリー)	DA63T-841980 鳥取 480 < 19	1		町リース終了 後使用	H26. 4. 1

若桜町営スキー場

＜ユートピア樹氷＞					
コインロッカー		4	112, 500	450, 000	H1. 12. 5
オーダービュックテーブル		1	412, 000	412, 000	H1. 12. 5
テーブル		10	41, 800	418, 000	H1. 12. 5
テーブル		3	33, 500	100, 500	H1. 12. 5
デリカフラップ テーブル		13	37, 000	481, 000	H1. 12. 5
チェア		45	14, 900	670, 500	H1. 12. 5
講演台		1	148, 000	148, 000	H1. 12. 5
チェア		14	6, 500	91, 000	H1. 12. 5
石油暖房機	FF-11000BF	2	171, 500	343, 000	H23. 12. 29
業務用冷凍庫(ホシザキ)	HF-120A3	1	383, 400	300, 000	H30. 10. 16
コニカミノルタ製自動洗米機	RM-401A	1	777, 600	777, 600	R1. 5. 31
＜インフォメーションセンター＞					
携帯型デジタルランシーバー	VXD30	15	30, 000	450, 000	H30. 12. 19
タチカワ® ライト® ロールスクリーンラルクシールド®	1650×1610	1	33, 155	33, 155	H30. 12. 19
タチカワ® ライト® ロールスクリーンラルクシールド®	1750×1500	1	30, 590	30, 590	H30. 12. 19
タチカワ® ライト® ロールスクリーンラルクシールド®	840×2500	1	30, 360	30, 360	H31. 2. 20
タチカワ® ライト® ロールスクリーンラルクシールド®	1680×2500	1	36, 470	36, 470	H31. 2. 20
タチカワ® ライト® ロールスクリーンラルクシールド®	1900×1460	2	31, 230	62, 460	H31. 2. 20
コインロッカー(コクヨ 8 人用)	HL-A8G	3	110, 000	330, 000	H31. 1. 7
石油温風暖房機(コロナ) 屋内用石油タンク含む	FF-B16014+KS125S	2	215, 000	430, 000	H31. 1. 7
石油温風暖房機(コロナ) 屋内用石油タンク含む	FF-B11014+KS125S	1	210, 000	210, 000	H31. 1. 7
プロジェクター用フロアタイプ スクリーン	FSL60/423823	1	40, 000	40, 000	H31. 1. 7
片袖デスク(コクヨ)	SD-1SN106LCASMP2NN	2	42, 500	85, 000	H31. 1. 7
事務イス(コクヨ)	CR-G2600E1G4Q5-V	4	32, 000	128, 000	H31. 1. 7
エディア両開き扉(コクヨ)	BWU-SD59SAWN+B WUT -W9PAW +BWUB-59SAW	2	40, 000	80, 000	H31. 1. 7
ウット® ストリートフラットベンチ	WS-1500	6	85, 000	510, 000	H31. 1. 7
ジョイントベンチ(三角)	WJT-1400	6	90, 000	540, 000	H31. 1. 7
ニューブルーバーナー(コロナ)	GH-C19FK	1	95, 000	95, 000	H31. 1. 7

サインージュスタントセット 43 型	SNG-43-ST/428-062	1	170,000	170,000	H31. 1. 7
冷蔵庫(シャープ)	SJ-H12D	1	33,000	33,000	H31. 1. 7
リーフラインフラットテーブル	KT-P1200M10N	8	30,000	240,000	H31. 1. 7
TOTO ベビースシート(休憩塔トイレ)	YKA24	1	161,000	161,000	H23. 11. 22
オートディスプレイセンサータクト (自動手指消毒器)	62313-01-289M	1	30,800	30,800	R3. 2. 1
<キッズルーム>					
キッズルームテーブル&チェア (ハートル)	991-200	1	100,000	100,000	H31. 1. 7
キッズルームキッズコーナー遊具 (エヴァン)	K-052-BU*4+K-054*4	1	160,000	160,000	H31. 1. 7
テレビ 40 型(東芝)	40V31	1	60,000	60,000	H31. 1. 10
おえかきボード 掲示板	木製	1	47,000	47,000	H31. 1. 10

索道事業

救護用ボート	アキア	1	176,800	176,800	
圧雪車	PB400V	1	59,983,000	59,983,000	R6. 12. 17
圧雪車	PB400	1	33,810,000	33,810,000	H21. 11. 27
スノーモービル	Ski-Doo スカンディック WT550F	1		町リース終了 後使用	
スノーモービル	Ski-Doo エクスペディション ン SWT900ACE	1	2,310,000	2,310,000	R3. 12. 10
ジェットヒーター		1	144,000	144,000	
小型除雪機		2	490,000	490,000	
除雪トレーサー	7PN 11 トン級 鳥取 000 る 87	1	14,070,000	14,070,000	H12. 12. 6
除雪トレーサー	W005 8 トン級 鳥取 00 も 727	1			
WADO 除雪機 SE180H	製造番号 091110	1	945,000	945,000	H22. 12. 21
WADO 除雪機 SX2411	製造番号 142023	1	1,242,000	1,242,000	H26. 12. 9

別紙 3 「責任負担区分表」

若桜町と指定管理者との責任分担等は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に●印のついた者が負うものとする。

項 目		責 任	
		若桜町	指定管理者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増		原則●
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		●
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	●	
	上記以外のもの	協議事項	
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの	●	
	施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの		●
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの	●	
	施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの		●
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注 1 件あたり 30 万円未満のものに限る。）		●
	施設等の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注 1 件あたり 30 万円以上のものに限る。）	協議事項	
備品の購入	施設等の管理の観点から、町が貸与する備品の更新及び町が必要と認める備品	●	
	その他の備品		●
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の町又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象に伴う施設・設備の復旧経費及び業務不履行による損害	●	
保険（建物等）の加入		●	必要に応じて対応
委託業務に要する経費（上記のうち町の責任分担とされたものを除く。）の負担			●
包括的管理責任		●	

1. 協議事項については、事案の原因ごとに判断すること。ただし、第一次責任は、

指定管理者が有するものであること。

2. 修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。また、発注1件とは、修繕の内容、要因、実施時期などを勘案し、同一業種の業者に発注するものをいう。
3. 備品とは、原則、性質及び計上を変えることなく、長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品をいう。
4. 町が加入している保険（建物等）の条件は次のとおりである。

施設名	棟数	面積	共済責任額		備考	
氷ノ山高原の宿氷太くん	1	4,986 m ²	2,235,245 千円		宿泊研修棟・体育棟・ボイラー室・諸施設工作物	
氷ノ山インフォメーションセンター	1	397 m ²	88,928 千円		管理事務所	
氷ノ山避難小屋	1	54 m ²	11,610 千円		休憩所、ロッジ	
氷ノ山スキーセンター	1	538 m ²	202,826 千円		観光会館	
スキー場料金所	1	9 m ²	2,715 千円		運転室	
スキーリフト運転室	2	12 m ²	34,760 千円		運転室・監視室・諸施設工作物	
スキーリフト運転室	5	24 m ²	56,763 千円		運転室・監視室・諸施設工作物	
スキー場改札所	3	20 m ²	4,480 千円		管理事務所	
圧雪車格納庫	1	96 m ²	19,117 千円		圧接車格納庫	
いぬわしゲレンデ	4	173 m ²	64,414 千円		格納庫兼事務所兼運転室・改札小屋兼出札小屋・第1乗客係詰め所・終点監視所	
					一財) 全国自治協会 建物災害共済	
車両名	購入年	車検日	車両	対物	対人	備考
圧雪車 (PB400V)	6	—	4,800 万円	無制限	無制限	冬期間のみ
圧雪車 (PB400)	21	—	1,015 万円	無制限	無制限	冬期間のみ
						※夏期整備は原則若桜町が実施
						一財) 全国自治協会
						自動車損害共済

なお、保険については、指定管理者の過失等に起因する事故の場合は、保険会社が損害賠償を求めてくる場合があるなど、想定外の事で損害賠償請求を受ける場合もあるので、民間損保会社等で扱う賠償責任保険に加入すること。この場合、保険料は指定管理者の負担とする。

- ※ 指定管理者が指定管理期間の途中で施設の管理・運営が出来なくなった場合、指定管理者は若桜町に生じた損害を賠償しなければならない。よって、その際の補償として履行補償保険に加入すること。なお、民間損保会社等が履行補償保険を取り扱わない等の理由により加入できない場合は、積立金を積み立てる等の代替措置を講じること。

別紙4「参考資料」

施設の利用状況等

単位：人

施設名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
キャンプ場	3,315	2,918	2,506
氷太くん（宿泊）	7,233	8,078	7,136
スキー場	21,617	35,000	28,057
響の森（入館）	15,001	14,137	16,346
響の森（体験）	21,801	24,037	28,988
登山客	3,169	3,311	1,800

※スキー場について、令和5年度は雪不足、令和7年度は第2リフトの故障により、入込客数に一定の影響があったものと考えられる。

※キャンプ場には、電話設備は設置されていない。